

2019年「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外労働及び公休日労働に関する協定」に関する第1回団体交渉を行う！ その4

2. 安全衛生委員会および、安全管理体制の開催状況を明らかにするとともに、充実した議論を行うこと。また、産業医の出席率を明らかにすること。

【会社回答】
安全衛生委員会等については適切に開催されており、法令に則り、調査審議を行っている。なお、2018年度における締結対象となる15箇所産業医の出席率については、平均で78%である。

主な議論 その4

(組合)	産業医の15箇所の出席率と地区毎の出席率を示すこと。			
(会社)	【松戸地区 83.3%】			
	我孫子運輸区 91.7%	綾瀬運輸区 75.0%		
	【上野地区 72.2%】			
	上野運転区 83.3%	上野車掌区 33.3%		
	【東京地区 80.8%】			
	東京電車区 100.0%	丸の内車掌区 66.7%		
	東京車掌区 75.0%			
	【新宿地区 97.2%】			
	新宿運輸区 91.7%	池袋運輸区 100.0%		
	中野電車区 100.0%	中野車掌区 100.0%		
	【品川地区 52.8%】			
	大崎運輸区 16.7%	大田運輸区 41.7%		
	田町運転区 100.0%			
	【池袋地区 100.0%】			
	池袋運輸区 100.0%			

大崎運輸区
上野車掌区
大田運輸区
では、非常に少ない参加率が判明！

(組合) 大崎運輸区は、産業医が変わってから参加率が低下している。法改正で産業医の重要度が増している(※)。会社はとして、産業医を必要ないと考えているのか。支社の姿勢が問われている。

(会社) 会社としても産業医が安全衛生委員会へ参加しないことを良いとは思っていない。社員の健康を守る意味においても、安全衛生管理体制は大切であり、100%へ近づけていくよう、産業医とのスケジュール調整等を含め、現場へ指導していく。

(組合) 東京駅ではパート毎に安全衛生委員会情報が掲出されているところと、されていないところがあるが、全社員が閲覧できるように開示していくべきではないか。

(会社) すべて全社員が見えるところに掲出するように指導してきた。東京駅は大きい職場であるため、パート毎の掲出等は確認していく。

※(指針第3条)使用者は、36協定の範囲内であっても労働者に対する安全配慮義務を負う。労働時間が長くなればなるほど脳・心臓疾患の発症との関連性が徐々に強まるとされている事に留意する。

※「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」労働時間等設定改善委員会等の活用(労使協議組織の活用)

労働者の健康管理のために
産業医の存在は非常に重要である！

以上2項目までで第1回団体交渉は終了！

次回、4月15日の第2回団体交渉も精力的に臨みます！